

伊丹市行政不服審査会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は，伊丹市行政不服審査会運営要領第6条の規定により会議を公開する場合における伊丹市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第2条 会長は，会議の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項の規定による定員を超えるときは，抽選により傍聴者を定めるものとする。

（傍聴の申出）

第3条 傍聴希望者は，会議の開会予定時刻10分前までに，審査会に傍聴を申し出て，氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次のいずれかに該当する者は，会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器，刃物，その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙，ビラ，プラカード，旗，のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛，太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか，会議を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は，会長が指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は，傍聴席にあるときは，静粛にするとともに，飲食，喫煙その他会議の秩序を乱し，又は会議の支障となるような行為をし

てはならない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴者への資料配布)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者が第5条の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、平成28年12月27日から施行する。